



# 鳥取県公報

平成12年1月14日(火)

第7145号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 公有水面の埋立ての免許（漁港課）…………… 1  
基本測量の終了（管理課）…………… 2
- ◇ 公 告 猟銃等の取扱いに関する講習会の開催（生活保安課）…………… 2

## 告 示

### 鳥取県告示第7号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立ての免許をしたので、同法第11条の規定により告示する。

平成12年1月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

#### 1 免許の日

平成12年1月4日

#### 2 免許を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

鳥取県

鳥取県知事 片山善博

鳥取市東町一丁目220

#### 3 埋立区域

##### (1) 位置

東伯郡泊村大字泊字船据場1571-48、1572-1及び1573-3の地先公有水面

##### (2) 区域

次の1の地点から9の地点までを順次に直線で結んだ線及び9の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

1の地点 東伯郡泊村大字石脇字甲亀山1212に所在する甲亀山三等三角点（北緯35度30分49秒、東経133度56分54秒）から81度42分30秒、553.50メートルの地点

2の地点 1の地点から29度04分26秒、39.49メートルの地点

3の地点 2の地点から352度15分54秒、29.02メートルの地点

4の地点 3の地点から324度58分58秒、41.49メートルの地点

5の地点 4の地点から53度12分08秒、5.93メートルの地点

6の地点 5の地点から143度25分37秒、3.86メートルの地点

7の地点 6の地点から144度52分09秒、37.17メートルの地点

8の地点 7の地点から172度21分40秒、34.15メートルの地点

9の地点 8の地点から209度03分31秒、41.01メートルの地点

(3) 面積

617.66平方メートル

4 埋立てに関する工事の施行区域

(1) 位置

東伯郡泊村大字泊字船据場1571-47、1571-48、1572-1、1573-3及び1573-11並びに1571-48、1572-1、1573、1573-3及び1573-11の地先公有水面

(2) 区域

次のAの地点からFの地点までを順次に直線で結んだ線及びFの地点とAの地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

Aの地点 東伯郡泊村大字石脇字甲亀山1212に所在する甲亀山三等三角点（北緯35度30分49秒東経133度56分54秒）から80度12分30秒、548.00メートルの地点

Bの地点 Aの地点から299度11分40秒、60.06メートルの地点

Cの地点 Bの地点から355度33分20秒、48.86メートルの地点

Dの地点 Cの地点から53度07分34秒、61.25メートルの地点

Eの地点 Dの地点から145度03分56秒、44.62メートルの地点

Fの地点 Eの地点から172度18分17秒、36.82メートルの地点

(3) 面積

6,027.89平方メートル

5 埋立地の用途

物揚場用地

**鳥取県告示第8号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成12年1月14日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 作業種類 基本測量（精密測地網高度基準点測量）

2 作業地域 鳥取市、倉吉市、八頭郡用瀬町及び佐治村、気高郡青谷町、東伯郡北条町及び関金町、西伯郡中山町並びに日野郡日南町

3 終了年月日 平成11年11月24日

## 公 告

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成12年1月14日

鳥取県公安委員会委員長 森 田 泰 徳

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

(1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者

(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

種別	区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経験者講習		平成12年2月18日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁第二庁舎3階 第20会議室	岩美、鳥取、郡家、智頭、浜村の各警察署の管内に居住する者
		平成12年2月29日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市糺町一丁目151 鳥取県米子警察署	八橋、米子、境港、溝口、黒坂の各警察署の管内に居住する者

3 講習時間及び講習課目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習課目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 2,700円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑